

## 第 4 3 号議案参考資料

### 議 案 名

桶川市移動等円滑化のために必要な市道の構造に関する基準を定める  
条例の一部を改正する条例

#### 1 提案理由

移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。

#### 2 改正の内容

- (1) 有効幅員の定義について、自転車歩行者専用道路及び歩行者専用道路に係る内容等を加える。 (第 2 条関係)
- (2) 歩道設置の対象外の道路に自転車歩行者専用道路及び歩行者専用道路を加える。 (第 3 条関係)
- (3) 自転車歩行者専用道路及び歩行者専用道路に係る有効幅員の基準について規定するとともに、項の繰下げを行う。 (第 4 条関係)
- (4) 舗装の基準の対象に自転車歩行者専用道路等を加える。 (第 5 条関係)
- (5) 勾配の基準の対象に自転車歩行者専用道路等を加える。 (第 6 条関係)
- (6) エレベーターの基準の一部を改めるとともに、字句の整理を行う。 (第 1 2 条関係)
- (7) 字句の整理を行う。 (第 1 3 条関係)
- (8) 視覚障害者誘導用ブロックの基準の対象に自転車歩行者専用道路等

を加える。 (第31条関係)

(9) 休憩施設の基準の対象に自転車歩行者専用道路等を加える。

(第32条関係)

(10) 照明施設の基準の対象に自転車歩行者専用道路等を加えるととも  
に、字句の整理を行う。 (第33条関係)

### 3 施行期日

公布の日